

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 28.3.11 第 190 回国会第 4 号

3月11日（金）、第4回の委員会が開かれました。

1 東日本大震災5周年に当たり、亡くなられた方々に対し、黙祷をささげました。

2 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中島克仁君外8名提出、衆法第12号）

- ・塩崎厚生労働大臣、とかしき厚生労働副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官、白石環境大臣政務官及び政府参考人並びに提出者泉健太君（民維ク）、山井和則君（民維ク）、初鹿明博君（民維ク）及び井坂信彦君（民維ク）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

堀内照文君（共産）

- ・平成26年の雇用保険法改正案に付された附帯決議を踏まえて、生活安定機能を充実させるため、基本手当の給付水準を引き上げるべきではないか。
- ・シルバー人材センターの要件緩和の基準と指標は具体的にどのようなものになるのか。また、適正な就業確保のためのガイドラインはいつ策定されるのか。
- ・有期契約労働者の育児休業取得要件は、「申出時点で1年以上継続して雇用されていること」のみとすべきではないか。

山井和則君（民維ク）

- ・国民の健康を守ることが使命の厚生労働大臣として、福島県における甲状腺がんの増加と東京電力福島第一原発事故との因果関係を究明すべきではないか。
- ・保育制度の充実を求める署名を受け取った厚生労働大臣として、子育て支援充実のための財源3,000億円の確保に向けた決意を伺いたい。
- ・企業が労働者に対し、退職するか人材サービス会社に向向して自分の再就職先を探すかの二者択一を迫ることは不適切であると厚生労働大臣として明言すべきではないか。

柚木道義君（民維ク）

- ・介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案に関し、本法案の必要性、介護離職ゼロに向けて果たす役割、処遇改善加算に関し本法案が有効である理由及び国が助成することの趣旨を提出者に伺いたい。

- ・いわゆる保活の実態調査のスケジュールはどうなっているのか。また、調査の一環としてホームページ上で広く国民から意見を募集してはどうか。
- ・福島県の甲状腺がん患者に対する心のケアなどのサポート体制を充実させるとともにがん検査の頻度を増やすべきではないか。

井坂信彦君（民維ク）

- ・改正による再就職手当の支出増と基本手当の支出減との差額である185億円の支出増により4万人が再就職を早めると見込まれているが、その費用対効果は十分であると言えるのか。
- ・「次の職探しがあなただの仕事です」という業務命令は人事権の濫用に当たり違法であると法律に明記すべきではないか。
- ・王子ホールディングスが一定の時期に退職勧奨した労働者については、厚生労働省が一括して和解を斡旋すべきではないか。

浦野靖人君（おおさか）

- ・育児休業の対象となる子の範囲を拡大する趣旨について説明願いたい。
- ・育児休業の取得が可能な里親の範囲について、更なる拡大に向けた検討が必要ではないのか。
- ・男性の育児休業取得促進に向けて、厚生労働省としてはどのように取り組んでいくのか。

重徳和彦君（結集）

- ・改正後の有期契約労働者の育児休業取得要件である「子が1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」とする規定が非常に分かりにくいいため、その趣旨をきちんと周知徹底すべきではないか。
- ・改正後の子の看護休暇の申出に係る1日未満の単位について、厚生労働省令ではどのような単位を規定するのか。
- ・育児休業取得後の労働者の配置について、曖昧な指針の規定を改め、原職復帰を原則として義務付けるべきではないか。